高齢者講習等の委託に係る公安委員会の認定審査等について

【　業務の概要　】

1　認知機能検査等

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イ及びロ並びに法第101条の４第２項の規定により免許証の更新を受けようとする更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に受検が義務付けられた検査（以下「認知機能検査」という。）並びに法第101条の７第１項の規定により、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める違反行為をした75歳以上の者に受検が義務付けられた検査（以下「臨時認知機能検査」という。）

2　高齢者講習等

法第101条の４第１項の規定により免許証の更新を受けようとする更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に受講が義務付けられた法第108条の２第１項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）、法第108条の２第２項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第１条に定める基準に適合するもの（以下「特定任意高齢者講習」という。）及び法第101条の７第４項の規定により同条第１項の認知機能検査の結果において認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるとして認められた者に対する講習（以下「臨時高齢者講習」という。）

3　運転技能検査

法第97条の２第１項第３号イ及びハ並びに第５号並びに法第101条の４第３項の規定により、免許証の更新を受けようとする更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の高齢運転者のうち、普通自動車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに対し、受検が義務付けられた法第97条の２第１項第３号イに規定する検査（以下「運転技能検査」という。）

【　委託の根拠　】

1　認知機能検査等

法第108条第１項、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第31条の４の７の規定により、令和９年度における認知機能検査及び臨時認知機能検査については、沖縄県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託することとします。

2　高齢者講習等

法第108条の２第３項及び規則第38条の３の規定により、令和９年度における高齢者講習、特定任意高齢者講習及び臨時高齢者講習については、沖縄県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託することとします。

3　運転技能検査

法第108条第１項、規則第31条の４の２の規定により、令和９年度における運転技能検査については、沖縄県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託することとします。

※　認知機能検査等、高齢者講習等及び運転技能検査（以下「高齢者講習等」という。）の委託契約を希望する一般社団法人又は一般財団法人その他の者は、沖縄県公安委員会が行う審査を受け、高齢者講習等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものと認定されなければなりません。

【　委託業務の内容　】

委託業務の内容は次のとおりです。

１　認知機能検査等

⑴　認知機能検査及び臨時認知機能検査の受検申請書の受付に関する事務

⑵　認知機能検査及び臨時認知機能検査の実施

⑶　検査結果の書面の作成・交付に関する事務

２　高齢者講習等

⑴　高齢者講習、特定任意高齢者講習及び臨時高齢者講習の受講申請書の受付に関する事務

⑵　高齢者講習、特定任意高齢者講習及び臨時高齢者講習の実施

⑶　講習受講終了者に対する終了証明書の交付に関する事務

３　運転技能検査

⑴　運転技能検査の受検申請書の受付に関する事務

⑵　運転技能検査の実施

⑶　検査結果の書面の作成・交付に関する事務

【　公安委員会が認める者としての要件　】

Ⅰ　一般社団法人又は一般財団法人の場合

１　道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人

２　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれかに該当する者のない一般社団法人又は一般財団法人

３　委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれている一般社団法人又は一般財団法人

⑴　認知機能検査の実施に関する規則（令和４年沖縄県公安委員会規則第11号）第５条に規定する者を委託業務の検査員として３人以上充てることができること。

⑵　法第74条の３に規定する安全運転管理者としての経歴を１年以上有する者がおり、かつ、同人を委託業務の責任者として指定することができること。

⑶　委託業務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

４　委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び経理的基礎

⑴　必要な組織

ア　本県に事務所を有していること。

イ　責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

ウ　教室又は講義室を用いて委託業務を行うことができること。

エ　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

⑵　経理的基礎

ア　純資産又は正味財産が500万円以上であること。

イ　経営状態が著しく不良でないこと。

ウ　原則として、１年以上の営業実績を有していること。

エ　法人税の滞納がないこと。

Ⅱ　その他の者の場合

１　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、監査役、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務

を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当する者のない法人。なお、法人以外の場合は、法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない者。

2　委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

Ⅰの３に同じ。

3　委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び経理的基礎

⑴　必要な組織

ア　本県に本店又は営業所を有していること。

イ　Ⅰの４の⑴のイに同じ。

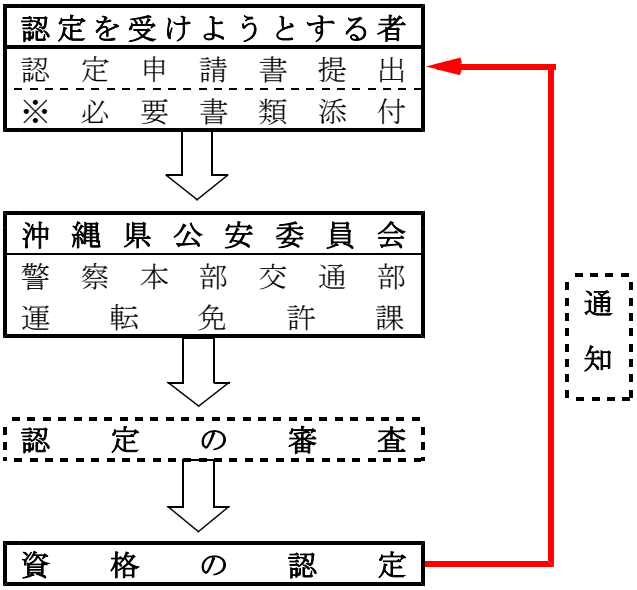
ウ　Ⅰの４の⑴のウに同じ。

エ　Ⅰの４の⑴のエに同じ。

⑵　経理的基礎

Ⅰの４の⑵に同じ。

【　認定までの流れ　】



【　認定申請書に必要な添付書類　】

Ⅰ　一般社団法人又は一般財団法人の場合

1　定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類

2　登記事項証明書

3　役員等の氏名及び住所を記載した名簿

4　役員等全員に係る次の書類

⑴　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）

⑵　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）

5　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）

6　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）

7　責任者に指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面

8　本県に事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し）

※　登記事項証明書に事務所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。

9　営業概要書
10　納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
11　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書。ただし、提出後、公安委員会から求めがあった場合は過去３年分の決算報告書）

Ⅱ　その他の者の場合

1　個人事業者である場合は、次に掲げる書類
⑴　個人事業者の経歴を記載した書面
⑵　役員等の氏名及び住所を記載した名簿
⑶　個人事業者及び役員等全員に係る次の書類
ア　住民票の写し（住基法第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）
イ　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）
⑷　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）
⑸　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）
⑹　責任者に指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面
⑺　本県に本店又は営業所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し）
※　登記事項証明書に本店又は営業所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。
⑻　営業概要書
⑼　納税証明書（所得税）
⑽　確定申告書等の決算報告書

2　法人である場合は、次に掲げる書類
⑴　定款又はこれに準ずる書類
⑵　登記事項証明書
⑶　役員等の氏名及び住所を記載した名簿
⑷　役員等全員に係る次の書類
ア　住民票の写し（住基法第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）
イ　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）
⑸　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）
⑹　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）
⑺　責任者と指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面
⑻　本県に本店又は営業所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し）
※　登記事項証明書に本店又は営業所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。
⑼　営業概要書
⑽　納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
⑾　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書。ただし、提出後、公安委員会から求めがあった場合は過去３年分の決算報告書）

【　申込み受付日時・場所　】

1　受付日時
令和８年12月11日（金曜日）から同年12月18日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時までの間（時間厳守）

2　受付場所
沖縄県警察本部交通部運転免許課（豊見城市字豊崎３番22）に直接書類を持参して申請

してください。沖縄本島以外からの申請については、下記の問合せ先に問い合わせてください。

【　問合せ先　】

沖縄県警察本部交通部運転免許課　高齢運転者支援係
電話番号　098－851－1000　　内線　532

【　申請書類の記入方法　】

申請書類等を記入する場合、黒のボールペン又は万年筆で記入して下さい（パソコン等で作成してもかまいません。）。

【　その他　】

複数の運転免許関係事務及び講習の委託業務に申請する場合は、次のとおり提出してください。

1　認定申請書　１部
2　添付書類のうち委託業務従事者名簿及び設備一覧表は、業務別に作成（各１部）
3　その他の添付書類　１部